

学校感染症による出席停止について

学校という集団生活の場では、様々な感染症が流行しやすくなります。そこで、生徒が健康な状態で生活するために、感染症の流行を予防することが極めて重要です。このため学校保健安全法施行規則によって、学校において予防すべき感染症の種類等が下記のように定められていて、他の生徒に感染する可能性がある期間は出席することが出来ません。

この出席停止の期間は欠席の扱いとなりませんので、主治医と相談のうえ十分に療養し、感染のおそれが無くなってから登校するようにお願いします。

<登校までの流れ>

- 1 医師により感染症と診断される。（自己判断せず、必ず医師の診断を受けてください。）
- 2 Google フォームの欠席連絡により、学校に連絡する。
- 3 出席停止期間が過ぎるまで療養する。
- 4 出席停止期間が過ぎたら、「登校許可証明書」を登校時に担任に提出する。

登校許可証明書について 詳しい書き方については、別紙「登校許可証明書 記入例」をご確認ください。

- ① インフル・新型コロナウイルスの場合は、保護者による証明をお願いしております。
医療機関で記入していただく必要はありません。提出の際、領収証等の添付が必要になります。
- ② インフル・新型コロナウイルス以外の感染症の場合は、「保護者による証明」か「医療機関による証明」のどちらかを選択してご提出いただいております。

<学校感染症の種類・出席停止期間について>

分類	学校において予防すべき感染症	出席停止期間
第一種	省略	省略
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	すべての発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	症状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症※1	

※1 その他の感染症とは、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、手足口病など